

富山県医療費適正化計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)第9条に規定する医療費適正化を推進するための計画(以下「医療費適正化計画」という。)の策定について、必要な事項を検討するため、富山県医療費適正化計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 医療費適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者、保健・福祉関係者等の中から、知事が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員(委員が欠けた場合の補充委員を含む。)の任期は、令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、富山県厚生部厚生企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月21日から施行する。